令和３年度　自衛消防隊研修会の開催

今年度の研修会は、茨城県において国の緊急事態宣言及び県独自の非常事態宣言が発令されている中、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB 会議システム（Zoom）を使用して、オンラインで開催した。

〔開催日〕 令和３年９月１７日（金）　９：２０～１１：３５
〔場　所〕 参加各加盟事業所 ⇔ 原子力科学研究所 保安管理部会議室
（Zoom によるオンライン開催）
〔講　師〕 那珂市消防本部　東消防署　主幹　竹之内　政彰
〔指導員〕 参加要請なし
〔参加者〕 協定加盟１０事業所から２３名参加
〔訓練概要〕
（１）座学
那珂市消防本部作成テキスト「火災防ぎょ」を用いた講義
（２）DVD視聴
平成30年度自衛消防隊研修会の様子を1時間程度に編集したDVDを視聴
（３）質疑応答・意見交換

オンライン開催は初めてであったため、研修会が円滑に実施できるように、研修会テキストを作成して事前に参加者に配信した。同テキストには、事前準備、研修会当日の進行、座学テキスト、DVD視聴時の着眼点も含めた。

当日視聴するDVDは、日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が機構外と大規模なファイルを受け渡しするシステム「受渡用オンラインストレージ」を用いて、参加者がダウンロードできるようにした。

研修会は、根本活動推進幹事会幹事長の開会挨拶に続き、那珂市消防本部 東消防署 主幹 竹之内政彰氏による座学講義が行われた。更に、DVDを視聴し、最後に質疑応答・意見交換を行った。

質疑応答・意見交換の内容は次のとおり。

①質問：テキストでは燃焼の要素として「熱源」「可燃物」「空気」の三つが記載されているが、社内教育は「燃焼の連鎖反応」を加えた四要素で行っている。どちらが適切か。
回答：消防では三要素としているが、四要素で社内教育を行っても問題ない。

②質問：火災の定義に関して、消火器を用いずに自己消火した場合又は電源盤に焦げ跡を発見した場合は非火災となるか。
回答：火災の定義の一つは、座学テキストに記載してあるとおり、「消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの」である。しかし、焦げ跡を発見した場合は、事後聞知で火災と判断されることもある。

③質問：屋内では火が天井の高さに達すると消火器での消火は不可能とのことであるが、その場合には消火は諦めて逃げるのべきか、又その際に行うべきことは何か。

回答：速やかに逃げるべきである。その際に行うべきことは、速やかな消防への通報、消火栓がある場合にはそれを用いた放水である。防火扉の目的は、消火ではなく、煙の進入を防いで避難の時間を確保することである。

④質問：火災の種類に応じた消火方法を採用するとのことであるが、火災の種類の判別方法について伺いたい。

回答：炎を見ただけでは判断できないので、火元から判断する。

⑤質問：バックドラフトへの対応について伺いたい。

回答：燃焼建物の周囲を冷やすことで建物の内部を冷やす。扉を開ける場合には、放水の準備を整えるとともに、扉を開けた際に負傷しないように、扉の開口部以外に立ち、顔を壁側に向ける。

⑥質問：自衛消防隊が初期消火を行った後、公設消防へ引継ぐ際に申し送りすべき事項について伺いたい。

回答：最重要事項は、発生場所及び逃げ遅れ者の有無。その他は、火勢、怪我人の有無、自衛消防隊が行った行動（消火器使用の有無、消火栓使用の有無等）。自衛消防隊は各自が行った行動を記憶に留めておく必要がある。また、原子力施設の場合には、原子力施設特有の危険性、有害性についても説明いただきたい。

（オリエンテーション）

（開会挨拶）

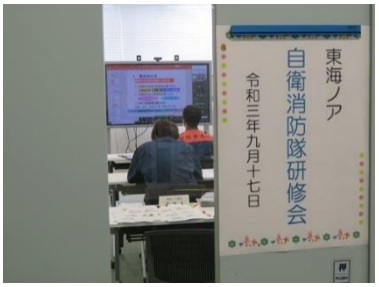

（座学①）

（座学②）

（DVD視聴）

（質疑応答・意見交換）

以　上